



国民年金保険料の「後納制度」

国民年金保険料は、納期限から2年を経過した場合、時効によって納付することができなくなりますが、平成24年10月1日～平成27年9月30日の間に限り、過去10年間の時効により納付できなかった期間の保険料を納付することができます。

この後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

後納制度の申し込みや質問・相談などは基礎年金番号がわかるものを用意したうえで、お早めに武蔵野年金事務所または「国民年金保険料専用ダイヤル」へお問い合わせください。なお、審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

※市役所では後納制度の申し込みはできませんのでご注意ください。

☎ 武蔵野年金事務所 (☎ 0422-56-1411)

国民年金保険料専用ダイヤル
(☎ 0570-011-050)

※050または070から始まる電話で掛ける場合は (☎ 03-6731-2015) へ
◆保険年金課 ☎ (☎ 042-460-9825)

子育て・教育

児童扶養手当・特別児童扶養手当 10月分から手当額が改定

ひとり親家庭などの方に支給されている児童扶養手当および中・重度の障害があるお子さんを養育している方に支給されている特別児童扶養手当(いずれも国制度)の額が、10月分から0.7%引き下げになりました。

□改定後の額

❖児童扶養手当

全部支給月額4万1,140円、一部支給月額4万1,130円～9,710円(所得に応じて10円刻み)、第2子の5,000円、第3子以降1人につき3,000円の加算額は変更ありません。

❖特別児童扶養手当

重度障害児月額5万50円、中度障害児月額3万3,330円

※支給要件に該当する方で、まだ申請されていない方は、子育て支援課(田無庁舎1階)で申請手続きをしてください。

◆子育て支援課 ☎ (☎ 042-460-9840)

平成26年春入学の学校選択制度の 申請は10月31日(木)まで

この制度は、新入学の際に住所地の指定校以外の市立小・中学校を希望する場合、希望校を事前に申し立てることができる制度です。

※住所地の指定校に入学する場合は特別な手続きは必要ありません。

☎ 平成26年度新入学の児童・生徒

□通常の受付

時 10月31日(木)まで(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時)

場 教育企画課(保谷庁舎3階)

□臨時窓口

時 10月21日(月)～23日(水)午前8時30分～午後5時

場 田無庁舎1階

◆教育企画課 ☎ (☎ 042-438-4071)



くらし

西東京都市計画生産緑地地区変更案の公告および縦覧

□縦覧期間…10月15日(火)～29日(火)

□縦覧場所…都市計画課(保谷庁舎5階)

□意見書の提出…都市計画案の区域内に住所または利害関係のある方は、期間中に意見書を提出することができます。提出者の住所・氏名・地区との関係を明記の上、10月15日(火)～29日(火)(必着)に〒202-8555市役所都市計画課へ郵送または直接持参

◆都市計画課 ☎ (☎ 042-438-4050)

その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

※(株)ノジマ 代表取締役社長 野島 廣司 様
(蓄電式ポータブルAC電源・コンパクトソーラーライト)

◆管財課 ☎ (☎ 042-460-9812)

事業者

おすすめします 国の「中退共制度」 ～掛金の一部を補助します～

❖中小企業退職金共済制度

中小企業退職金共済制度(中退共制度)は、中小企業で働く従業員のための国の退職金制度です。

□特徴

①国の制度なので安心 ②掛金は全額非課税で有利 ③外部積立型なので管理が簡単[※]

申 所定の申込書に記入・押印の上、金融機関へ提出

問 勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部 (☎ 03-6907-1234)

❖市の助成

□要件

①市内に事業所または事務所を有する中小企業者 ②勤労者退職金共済機構(国)が実施する中小企業退職金共済事業による退職金共済契約を締結し、共済掛金を納付していること[※]

□金額

該当する従業員の掛金に対して、加入時から36カ月を限度として1人につき月額500円を補助(ただし1カ月の掛金が2,000円の従業員は月額300円を補助)。
◆産業振興課 ☎ (☎ 042-438-4041)

納税通知書用封筒に掲載する 広告を募集します

地域経済の活性化と市の財源確保のため、平成26年度に使用する個人市・都民税、固定資産税・都市計画税および軽自動車税の納税通知書用封筒に有料広告の掲載を希望する事業主を募集します。

□広告の対象者

個人市・都民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税および軽自動車税の納税義務者

□使用時期

平成26年4月～平成27年3月

□掲載料

別途、募集要項に定める

□印刷枚数

12万5,000枚

□募集期間

10月15日(火)～11月8日(金)

※申込方法や掲載基準など、詳しくは、市HPまたは市民税課(田無庁舎4階)までお問い合わせください。

◆市民税課 ☎ (☎ 042-460-9826)

傍聴 教育委員会

時 10月22日(火)午後2時から

場 保谷庁舎4階

内 行政報告^{ほか}

定 10人

◆教育企画課 ☎ (☎ 042-438-4070)

傍聴 審議会など

男女平等推進センター 企画運営委員会

時 10月19日(土)午後1時～3時

場 住吉会館1階

内 情報誌パリティの編集について^{ほか}

定 3人

◆協働コミュニティ課
(☎ 042-439-0075)

産業振興マスタープラン 推進委員会

時 10月28日(月)午前10時から

場 防災センター6階

内 産業振興マスタープラン中期計画の検討

定 5人

◆産業振興課 ☎ (☎ 042-438-4041)

社会教育委員の会議

時 10月28日(月)午後2時～4時

場 保谷庁舎3階

内 生涯学習の推進について

定 5人

◆社会教育課 ☎ (☎ 042-438-4079)

文化芸術振興推進委員会

時 10月29日(火)午後7時から

場 保谷庁舎1階

内 平成25年度計画実施プログラム、平成24年度計画進捗状況の評価について

定 5人

◆文化振興課 ☎ (☎ 042-438-4040)

地域密着型サービス等運営委員会

時 10月29日(火)午後7時～9時

場 防災センター6階

内 平成24年度選定事業者の進捗状況について^{など}

定 5人

◆高齢者支援課 ☎ (☎ 042-438-4030)

パブリック コメント 市民説明会



市民の皆さんの意見をお寄せください

市の重要な政策を策定する際に、原案を公表して広く市民の皆さんから意見を求め、いただいた意見を考慮しながら政策を決定します。

◆健康課 ☎ (☎ 042-438-4037)

事案名 (仮称)第2次西東京市食育推進計画(平成26～30年度)	
策定趣旨	市民一人ひとりが食について意識を高め、健全な食生活を実践し、豊かな人間性を育み、生きる基礎を形づくることを目指し、「(仮称)第2次西東京市食育推進計画(平成26～30年度)」を策定します。このたび、計画素案を取りまとめましたので、ご意見を募集します。
閲覧方法	10月25日(金)から情報公開コーナー(両庁舎1階)、市HP
対象	市内在住・在勤・在学者、市内に事務所または事業所がある法人、または団体
提出期間	10月25日(金)～11月25日(月)
提出方法	①直接持参(保谷保健福祉総合センター4階) ②郵送(〒202-8555 市役所健康課) ③ファクス(☎ 042-422-7309) ④市HPから
市民説明会	10月25日(金)午後2時～3時・アスタ2階センターコート
検討結果の公表	平成26年1月

※意見提出には、住所・氏名の記載が必要です。※匿名意見は受け付けませんので、必ずご記入ください。※ご意見には個別に回答しません。



たばこ火災を防ごう

東京消防庁管内で平成24年中に死者が発生した住宅火災のうち、最も多い出火原因は「たばこ」です(「不明」を除く)。「寝たばこ」、「喫煙時の火源落下」、「たばこの不始末(火種の残ったたばこを、吸い殻でいっぱい灰皿やゴミ箱、ゴミ袋などへ捨てる^{など})」が出火原因のほとんどを占め、適切な方法で喫煙していれば火災の発生を防止できたと思われるものが大半です。

また、たばこ火災による死者は高齢者の男性に比較的多く、出火時に就寝中や泥酔状態で死亡するケースが目立ちます。

自力避難が難しい方で喫煙習慣が

ある場合、「寝たばこは絶対にしない」ことはもちろんですが、あわせて防災品のシーツや枕カバー、掛け布団カバーの使用をおすすめします。

❖たばこ火災を防ぐポイント

◇たばこは、布団やベッドの上では絶対に吸わないようにしましょう。

◇吸い殻は完全に火が消えていることを確認してから捨てましょう。

◇灰皿に吸い殻を溜めずに、定期的に捨てるようにしましょう。

◇シーツや掛け布団カバーは防災品を使用しましょう。

問 西東京消防署 (☎ 042-421-0119)

◆危機管理室 ☎ (☎ 042-438-4010)